

# 税金 Q & A

三輪厚二税理士事務所(大阪・大阪市)の協力により、  
税務FAXニュース「リーダスクラブ」より掲載。  
資料請求・お問合わせ先 TEL 06(6209)8393  
http://www.zeirishi-miwa.co.jp/

## Q

役員給与のうち損金になる定時同額給与とは、どのような給与を指すのですか？

## A

支給時期が1カ月以下の一定期間ごとに支給される給与、そのほか経済的利益を指します。

平成18年度の税制改正で損金算入することができるとされた定時同額給与とは、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、毎日、毎週、毎月のように月以下の期間を単位として定期的に反復または継続して支給される給与をいいます。したがって、非常勤役員に対する年棒や事業年度の期間棒を年1回または年2回所定の時期に支給されるようなものは、それがたとえ各月ごと一定の金額を基礎として算定されているものであっても

定時同額給与には該当しないこととなります。また、次のような経済的利益でその金額が毎月おおよそ一定のものは定時同額給与とされています。

- ①役員などを被保険者および保険金受取人とする生命保険契約の保険料相当額で経常的に負担するもの
- ②役員に対する家賃などで通常取得すべき賃貸料と差がある場合の差額相当額
- ③役員に対する金銭の貸付利息で通常取得すべき利息の額と差がある場合の差額相当額
- ④毎月定額で支給される渡切交際費など

## Q

中古資産を取得した場合の税務メリットって何かありますか？

## A

耐用年数が短いので費用化が早いこと、初年度の償却費が大きいことなどがあります。

中古資産を事業の用に供した場合は、残存耐用年数を見積って減価償却の計算をすることとなっていますが、耐用年数の見積りが困難な場合は、次の簡便法によることができますとされています。

①法定耐用年数の全部を経過した資産  
法定耐用年数×20%Ⅱ見積残存年数(1年未満端数切捨て)

②法定耐用年数の一部を経過した資産  
法定耐用年数×20%Ⅱ見積残存年数(1年未満端数切捨て)

(法定耐用年数-経過年数) + 経過年数×20%Ⅱ見積残存年数(1年未満端数切捨て)

例)3年落ちの自動車の見積残存年数 (6-3) + 3×20%Ⅱ 3.6→3年

このことから、中古資産を取得した場合には、次のような税務メリットがあるといわれています。

①耐用年数が短くなるので費用化が早い

②新品と同じ取得価額であれ



ば、中古資産のほうが初年度の償却費が大きい。

例)500万円の新車と3年落ちの中古車では

☐新車：500万円×0.319(耐用年数6年の定率法の償却率)Ⅱ159万5千円

☐中古車：500万円×0.536(耐用年数3年の定率法の償却率)Ⅱ268万円

中古のベンツが売れる秘密でしょうか。

## Q

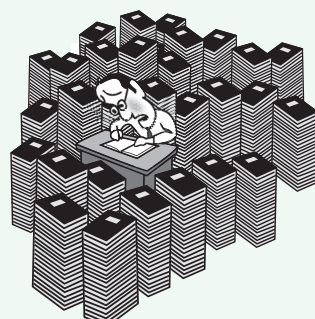
決算が終了したので、帳簿関係を整理したいのですが、何年分保存しておけばいいのですか？

## A

青色申告法人は、7年間帳簿書類を保存しておかなければなりません。

法人は、次の帳簿書類を整理し、7年間、納税地に保存しなければならぬこととされています。

- ①帳簿
- ②現金出納帳、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳、経費帳など
- ③決算関係書類
- ④損益計算書、貸借対照表、たな卸表など
- ⑤現金の収受・払出し、預貯金の預入・引出しに際して作成された書類：領収書、小切手控、預金通帳、借用証など
- ⑥有価証券の取引に際して作成された書類：有価証券受渡計算書、社債申込書など
- ⑦③、④および⑥以外のもの
- ⑧請求書、契約書、見積書など
- ⑨たな卸資産の引渡しまたは



受入れに際して作成された書類：納品書、送り状、貨物受領証、出入庫報告書、検収書など

(注)保存期間のうち5年を経過した日以後の期間(6年目、7年目)は、一定の要件を満たすマイクログフィルムにより保存することも認められています。

## Q

無議決権株式の評価方法が明らかにされているようですが、どのような評価方法で評価するのですか？

## A

原則的評価から5%減額した金額で評価しますが、その減額した金額は議決権株式の価額に加算することになります。

ちょうど1年前ほど前、国税庁が無議決権株式の評価方法を明らかにされました。同族株主が無議決権株式(社債類似株式を除く)を相続または

遺贈により取得した場合に、次のすべての条件を満たす場合に限り、原則的評価方式により評価した価額から、その価額に5パーセントを乗じて計算した金額を控除した金額により評価すると共に、その控除した金額を相続または遺贈により同族株主が取得した会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することを選択できることとされました。

①相続税の申告期限までに、遺産分割協議が確定していること。

②この評価方法により申告することについての届出書が所轄税務署長に提出されていること。

③「取引相場のない株式(出資)」の評価明細書に株式の評価額の算定根拠を適宜の様式に記載し添付していること。